

## 秋田市マイタウン・バスの運賃改定（案）について

平成26年4月1日の消費税率8%への引き上げに伴い、秋田市マイタウン・バスの運賃を増税分の3%上乘せしたいと考えている。(秋田中央交通(株)の路線バスが、増税分を運賃に転嫁する方針を表明したことから、市内バス利用者の公平性を確保するため、路線バスの運賃と同等に設定している秋田市マイタウン・バスの運賃も同様とするものである。)

## 1 運賃改定案

運賃改定については、平成25年10月29日付けの国土交通省通達「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」(別紙参考資料)を基本とし、路線バス運賃と同様に次のとおり算出する。

## (1) 初乗り運賃

160円 → 170円

## (2) 算出方法

(現行運賃×108/105)とし、1円単位を四捨五入

〈計算例〉

現行運賃200円×108/105=205円→210円

## (3) 通学定期券

現行の割引率を1%拡大(基本割引率45%→46%)

## (4) 運賃改定表

別紙運賃改定表のとおり

## (5) 運賃値上げ幅

・秋田市マイタウン・バス西部線	0円～20円
・秋田市マイタウン・バス南部線	0円～40円
・秋田市マイタウン・バス東部線	0円～10円
・秋田市マイタウン・バス笹岡線	0円～10円

※ 秋田市マイタウン・バス北部線については、住民要望によりゾーン制の100円刻みで運賃を設定していることから、運賃の改定は実施しない。

## 2 運賃改定手続きについて

- ・ 道路運送法第9条第4項の規定により、運賃の変更については国土交通大臣に届け出ることにより足りる。(届出運賃のため認可不要)

(道路運送法第9条第4項 抜粋)

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

- ・ 届出にかかる期日については、道路運送法施行規則第9条第1項の規定により、当該運賃実施予定日の30日前までとなっている。
- ・ 届出書の添付書類として、道路運送法施行規則第9条第2項の規定により、本協議会において協議が調っていることを証する書類が必要となる。

(道路運送法施行規則第9条第1項、第2項 抜粋)

第9条 法第9条第3項又は第4項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定(変更)届出書を提出するものとする。

2 法第9条第4項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会(第9条の3第1項第2号から第5号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)において協議が調っていることを証する書類を添付するものとする